

令和6年度 第2回  
一般競争入札による町有財産の売払い参加要領

令和6年10月18日  
信濃町総務課財政係

信濃町が行う町有財産売払いの一般競争入札に参加される方は、次の各事項を承知のうえ、入札してください。

#### **(入札に付す物品)**

第1条 入札に付す不動産及び物品（以下、「入札物品等」という。）は、（別紙1）入札物品等一覧のとおりとします。

#### **(入札に参加することができない者)**

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができません。

- (1) 未成年者及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者
- (2) 租税その他公課について滞納がある者
- (3) 入札の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員

#### **(契約条項等を示す日時及び場所)**

第3条 契約条項等を縦覧する日時及び場所は、次のとおりです。

- (1) 日時 令和6年10月21日～10月31日（土、日、祝日を除く） 午前9時より午後4時まで
- (2) 場所 信濃町総務課財政係並びに町ホームページで掲載

#### **(入札物品等の下見)**

第4条 入札に参加しようとする者（以下、「入札参加者」という。）は、参加申込み前に必ず入札物品等の下見を行い、外観等を確認してください。

なお、入札物品等の下見については、第3条（1）に定める期間中、（別紙1）入札物品等一覧の指定日時により確認をお願いします。

#### **(入札参加申込み)**

第5条 入札参加申込みの日時及び場所は次のとおりです。

- (1) 日時 令和6年10月21日～10月31日（土、日、祝日を除く） 午前9時より午後4時まで
- (2) 場所 信濃町総務課財政係 〒389-1392 長野県上水内郡信濃町柏原 428-2

入札参加申込書（第1号様式）に次のものを添付して提出しなければ入札することができません。

- ア 身分証明書（個人の場合：添付資料として運転免許証の写し又は保険証の写し等）
  - イ 委任状（第2号様式）（入札を代理人に行わせる場合のみ）
  - ウ 誓約書（第3号様式）
  - エ 印鑑登録証明書（個人は市町村発行、法人は法務局発行 1箇月以内に発行した証明書）
  - オ 法人登記簿謄本の写し（法人の場合：1箇月以内に発行した謄本）
  - カ 住所地又は事業所所在地の市町村税の納税証明書
- 2 本年度、信濃町に対し指名競争入札参加資格審査申請を行っている者にあつては上記の添付書類のうちエ・オ・カについては省略できるものとします
- 3 郵送による入札参加申込書の受付を行います。この場合においても、入札参加申込み日時の期間内に信濃町役場へ必着とします。

- 4 入札参加申込書の受付後、申込者又は代理人に所定の入札書をお渡しします。
- 5 受付した入札参加申込書関係書類は返却しません。

**(入札及び開札の日時及び場所)**

第6条 入札及び開札の日時及び場所は、次のとおりです。

- (1) 入札書の提出日時 令和6年10月21日～10月31日(土、日、祝日を除く)  
午前9時より午後4時まで
- (2) 入札書の提出場所 信濃町総務課財政係
- (3) 開札日時及び場所 令和6年11月1日 ~~午前9時から~~午後2時から  
信濃町役場2階 第1, 2会議室にて

2 開札に参加する必要はありませんが、入札の結果は落札者のみに通知をいたします。入札参加申込書及び入札書の連絡先に記載漏れがないようにしてください。

**(入札保証金)**

第7条 入札保証金は免除します。ただし、誓約書(第3号様式)の提出をお願いします。誓約書の提出がない場合は入札に参加できません。

**(入札)**

第8条 入札参加者は、所定の入札書(第4号様式)に必要事項を記載し、署名又は、記名押印の上、総務課 財政係に設置してある入札箱に投入してください。郵送された入札書については、町総務課入札担当者が入札箱に投入しますが、郵送物の到着の連絡は入札参加者へ行いませんので、到着確認が必要な場合は、入札参加者において総務課財政係へ問合せください。

2 入札書は、所定の様式(第4号様式)によるものとし、その記載にあたっては、次に掲げるところにより作成してください。

- (1) 文字は、全て楷書とし、ペン書き又は黒のボールペン書きとすること。
- (2) 金額を表示する数字は、アラビア数字で記載すること。
- (3) 入札金額は訂正しないこと。
- (4) 入札年月日、住所、氏名、連絡先は明瞭に記載すること。

3 入札者は、この入札参加要領の各事項、契約事項、入札物品等及び町の係員から指定された事項を承知の上、入札書に記載して入札箱に投入しなければなりません。

4 ファクシミリ又は電子メールによる入札はできません。

5 入札は代理人に行わせることができます。この場合、入札前に代理権を証する書面である委任状(第2号様式)を提出してください。

**(入札書の書換え等の禁止)**

第9条 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできません。

**(入札金額の表示)**

第10条 入札金額は、入札物品等ごとの総額(税込)を表示してください。

**(開札)**

第11条 開札は、入札者立会のもとで行います。

2 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない信濃町職員を立ち合わせます。

**(入札の無効)**

第12条 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 署名又は押印のない入札
- (3) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- (4) 2通以上の入札書を提出した者の入札
- (5) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (6) 入札書の金額を訂正したもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

**(落札者)**

第13条 落札者は、信濃町の設定した予定価格以上の価額で最高の価額をもって入札した者とします。

**(くじによる落札者の決定)**

第14条 落札者となるべき同価額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者又は入札に立ち会っていない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない信濃町職員にくじを引かせて落札者を決めます。

**(再度入札)**

第15条 開札の結果、落札者がいないときは、再入札は行いません。

**(入札結果の通知)**

第16条 開札した場合に、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に知らせます。この場合に、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときは、その者に落札者となった旨を決定通知書により通知します。

**(契約の締結)**

第17条 落札者は、令和6年11月11日までに信濃町町有財産売買契約書により契約を締結しなければなりません。

- 2 契約の締結は、契約書を作成することによって行います。

**(契約の確定)**

第18条 契約は、落札者が契約書に押印後、信濃町が押印したときに確定します。

- 2 契約書不要の場合は、信濃町が売買代金の入金を確認した日とします。

**(契約保証金)**

第19条 契約を締結しようとする者に対し、その者の契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結と同時に納めていただきます。ただし、契約締結と同時に契約金額全額を納付することも可能です。

- 2 契約保証金には利息は付しません。
- 3 契約の相手が契約締結の日から30日以内に売買代金を納付しない場合は、契約保証金は町に帰属するものとします。

**(売買代金の支払期限)**

第20条 売買代金のうち契約保証金の額を除いた額を、令和6年12月11日までに支払わなければなら

りません。

2 町が発行する納入通知書によりお支払いいただきます。

3 期限内に入金がない場合は、次の最高額を入札した者に権利が移ります。

#### **(不動産の引渡し)**

第 21 条 不動産の引渡しは次のとおりとし、売買代金の納付後、所有権移転登記終了後に引渡しを行います。

(1) 不動産の引渡しは、現況のままとなります。

(2) 不動産の引渡し後、物件に不具合、品質その他に関して契約の内容に適合しないものを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除を請求することはできません。

(3) 不動産の売買による所有権移転の登記申請については町で手続きを行います。ただし、登記申請の際に必要な書類、登録免許税等に係る費用については負担いただきます。

#### **(物品の引渡し)**

第 22 条 物品の引渡しは次のとおりとし、売買代金の納付後 15 日以内に引取りに来てください。引取りの際は領収書を持参のうえ、職員による確認ができ次第引渡しを行います。なお、車両にあっては、売買代金の納付後、名義変更等の手続きに必要な譲渡証明書及び委任状をお渡します。

(1) 物品の引渡しは、現況有姿（現状渡し）となります。

(2) 物品の引渡し後、物品に不具合、品質その他に関して契約の内容に適合しないものを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除を請求することはできません。

(3) 物品の運搬は、落札者に行っていただきます。

(4) 物品の名義変更、運搬、再登録等の引渡しに係る費用は落札者の負担とします。

(5) 車両の名義変更手続き（移転登録）は、落札者に行っていただきます。一時抹消登録後、一時抹消登録証明書の写しを提出し、車両を引き取ってください。

(6) 車両に記載されている、「信濃町」等の文字は落札者で抹消することになります。なお、文字等を抹消した証として後日、写真を提出していただきます。

(7) 落札された物品は、いかなる理由があっても返品・交換はできません

#### **(その他)**

第 23 条 この要領および契約に関する言語は日本語とする。

## 入札から物品引渡しまでの流れ

- ①現地にて入札物品等の下見（10月22日～10月24日）  
↓
- ②入札参加申込書の提出（10月21日～10月31日）  
↓
- ③入札書の投入（10月21日～10月31日）  
↓
- ④開札による決定（11月1日）  
↓
- ⑤契約の締結（11月11日まで）  
↓
- ⑥売買代金の納入（12月11日まで）  
↓
- ⑦入札物品等の引渡し（売買代金の納入から15日以内）

(別紙1)

## 入札物品等一覧

番 号	1
名 称	トヨタダイナ
規 格	
数 量	1台
予定価格	50,000円
下見期間	令和6年10月22日 午前10時
下見場所	枅形不燃物最終処分場

番 号	2
名 称	油圧ショベル
規 格	
数 量	1台
予定価格	495,000円
下見期間	令和6年10月22日 午前10時
下見場所	枅形不燃物最終処分場

番 号	3
名 称	ハイエースバン
規 格	1KZ バン
数 量	1台
予定価格	10,000円
下見期間	令和6年10月22日 午後2時
下見場所	富士里浄化センター

番 号	4
名 称	ハイエースバン (消防)
規 格	1KZ バン
数 量	1 台
予定価格	10,000円
下見期間	令和6年10月22日 午後2時
下見場所	富士里浄化センター

番 号	5
名 称	歩行型ロータリ除雪機
規 格	SS335ADH
数 量	1 台
予定価格	5,000円
下見期間	令和6年10月22日 午後2時
下見場所	富士里浄化センター

番 号	6
名 称	ピアノ
規 格	ET410TR 縦292cm×横111cm×高さ120cm
数 量	1 台
予定価格	50,000円
下見期間	令和6年10月22日 午後4時
下見場所	柏原体育館

番 号	7
名 称	ヤマハ スノーモービル (小)
規 格	ET410TR 縦 292 cm×横 111 cm×高さ 120 cm
数 量	1 台
予定価格	1, 0 0 0 円
下見期間	令和 6 年 10 月 22 日 午後 3 時
下見場所	黒姫童話館

番 号	8
名 称	ヤマハ スノーモービル (大)
規 格	VK540Ⅲ 縦 307 cm×横 115 cm×高さ 136 cm
数 量	1 台
予定価格	1, 0 0 0 円
下見期間	令和 6 年 10 月 22 日 午後 3 時
下見場所	黒姫童話館

番 号	9
名 称	チェーンソー 小型 2 中型 1
規 格	品番不明 中型：縦 60 cm×横 20 cm×高さ 20 cm (職員計測) 小型：縦 50 cm×横 20 cm×高さ 20 cm (職員計測)
数 量	3 台
予定価格	1, 0 0 0 円
下見期間	令和 6 年 10 月 22 日 午後 2 時
下見場所	富士里浄化センター

番 号	1 0
名 称	土地・建物：信濃町大字古海3598
規 格	宅地：
数 量	1筆
予定価格	1,308,000円
下見期間	令和6年10月24日 午後2時
下見場所	現地

詳細は、物品調書によりご確認ください。下見をされる際は職員が同行します。下見期間に下見場所に集合してください。期間以外の物件等の下見はできません。

信濃町総務課財政係 係長：黒田 担当：米澤 TEL：026-255-5920 FAX:026-255-6103 E-mail:zaisei@town.shinano.lg.jp
---

(第1号様式)

令和6年度 第2回

入札参加申込書

信濃町長 鈴木 文雄 様

令和 年 月 日

申込者 住所 (〒 - )  
氏名 印  
連絡先電話番号 ( )

代理人 住所 (〒 - )  
氏名 印  
連絡先電話番号 ( )

信濃町が令和6年11月1日に執行する令和6年度 第2回 信濃町公有財産売払いの一般競争入札に参加する資格の審査を申請し、一般競争入札への参加を申込みます。

入札物品等

番 号	名 称

(第2号様式)

## 委 任 状

代理人 住所

氏名

印

私は、上記の者を代理人と定め、信濃町が令和6年11月1日に執行する令和6年度第2回 信濃町公有財産売払いのための一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

入札物品等

番 号	名 称

令和 年 月 日

信濃町長 鈴木 文雄 様

住所

氏名

印

(第3号様式)

## 誓 約 書

私は、信濃町が実施する町有財産の一般競争入札の参加にあたり、下記事項を誓約します。

- 1 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しません。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第4号まで及び第6号に規定する者ではありません。また、これらの暴力団及び暴力団員と、社会的に非難されるような関係はなく、暴力団及び暴力団員等の依頼を受けて入札に参加しようとするものではありません。
- 3 信濃町の有する公有地を購入したときは、これを上記2に該当する者に、譲渡または貸与することはありません。
- 4 入札物件及び入札に関する事項については、要領等の内容について全て承知の上、参加しますので、後日これらの事柄について、信濃町に対し一切の異議申立てをしません。

令和 年 月 日

信濃町長 鈴木 文雄 様

住所

氏名

印

## 町有財産売買契約書（案）【不動産用】

売渡人 信濃町長 鈴木 文雄（以下「甲」という。）と 買受人 [※落札者氏名]（以下「乙」という。）とは次の条項により町有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、次に表示する物件を次条の売買代金で乙に売渡し、乙は、これを買受ける。

所 在	地 番	地 目	登記面積(m <sup>2</sup> )	備 考

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約締結と同時に、契約保証金として金 [※落札価格の1割] 円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、第28条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

3 第1項の契約保証金には、利子を付さない。

4 甲は、乙が第5条第2項に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

5 乙が第7条第2項に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金は、甲に帰属するものとする。

（公租公課）

第6条 売買物件に対して賦課される公租公課で、乙を義務者として課されるものについては、すべて乙の負担とする。

（売買代金の納入方法）

第7条 売買代金の納期限は令和 年 月 日とする。[※契約日から30日以内]

2 乙は、前項の納期限までに売買代金から乙がすでに納付した契約保証金を除く金額を、甲の発行する納入通知書により、甲の指定する場所に納入しなければならない。

（所有権の移転）

第8条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに乙に移転するものとする。

（登記の嘱託）

第9条 前条の規定により所有権が移転した後、乙は、甲に対し所有権移転登記の嘱託を請求し、甲はその請求により遅滞なく所轄法務局に所有権移転登記を嘱託するものとする。

（売買物件の引渡し）

第10条 甲、乙両者は、売買物件の所有権が乙に移転した後、甲、乙両者が定める日及び場所を協議の上、現状有姿のまま引渡しを行うものとする。

（特約条項）

第11条 乙は、売買物件が物件調書等（別紙）記載の内容であることを了承したうえ、売買物件を買受けるものとする。

(危険負担)

第12条 乙は、契約締結の時から前条の規定により売買物件を乙に引き渡すまでの間において、当該物件が甲の責に帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、甲に対して、売買代金の減免又は契約の解除を請求することができない。

(契約不適合責任の免除)

第13条 契約物件は現状渡しであり、所有権移転後の使用等に関し甲は一切の責任を負わないものとする。

2 乙は、この契約締結後、民法（明治29年法律第89号）以外の法律に特別の定めがあるものを除くほか、売買物件に不具合、品質その他に関して契約の内容に適合しないものを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除を請求することができない。

(指定用途)

第14条 乙は、売買物件を、直接、普通財産譲渡申請書に記載した事業計画どおりの事業（自然環境保全技術習得のための野外活動実習場及び学生等宿泊施設）の用途（以下「指定用途」という。）に供しなければならない。

(指定期日)

第15条 乙は、指定用途に資する施設を第7条に規定する所有権の移転の日から1年以内に利用に供しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(指定期間)

第16条 乙は、売買物件を前条に定める期日（第17条の規定により前条に定める期日を延期したときは、延期したその日）から5年間引き続き指定用途に供しなければならない。

2 前項に定める期間中に、不可抗力その他真にやむを得ない事由により、一定期間売買物件を指定用途に供することができない場合は、当該一定期間だけ、前項に定める期間を延長するものとする。

(指定期日、指定用途の変更等)

第17条 乙は、不可抗力による売買物件の滅失、き損、その他真にやむを得ない事由により第14条に定める指定用途の変更若しくは解除、第15条に定める指定期日の変更又は第16条に定める指定期間の変更を必要とするときは、事前に詳細な事由を付した文書をもって甲の承認を求めなければならない。ただし、天災等による場合は、すみやかに、甲の承認を求めるものとする。

2 前項の規定による乙の請求に対する甲の承認は、文書によるものとする。

3 甲が前項の規定により指定用途の変更又は解除をする場合は、乙は、甲の請求する金額を甲に納入しなければならない。

4 甲が第2項の承認をした場合は、第23条および第24条の規定を適用しない。

(売買物件の譲渡等の禁止)

第18条 乙は、売買物件を取得した日から、第16条に定める期間満了の日までの間において、売買物件の所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸し付けてはならない。

(地元協議等)

第19条 乙は、売買物件での開発行為等にあたっては、関係機関及び近隣住民等の地元関係者との協議、調整等を自らの責任で行わなければならない。

(相隣関係等への配慮)

第20条 乙は、売買物件の引渡し以降、十分な注意をもって売買物件を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないよう留意するものとする。

(特則)

第21条 乙は、売買物件を次の用途に供してはならない。

2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号から第5号

に規定する暴力団の事務所その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等の公序良俗に反するものの用に供してはならない。

(実地調査等)

第22条 甲は、第21条に定める特則に関し、必要があると認めるときは、乙に対し、物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提供を求めることができる。

2 乙は、甲から請求があるときは、売買物件の利用状況等を直ちに甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく前2項に定める調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第23条 乙は、指定用途等の義務に違反したときは、次の各号に定めるところにより、甲に対し違約金を支払わなければならない。ただし、その違反するに至った事由が、乙の責に帰することができないものであると甲が認めるときは、この限りでない。

(1) 次のいずれかに該当するときは、売買代金の1割相当額円

ア 第15条に定める義務に違反して指定期日までに指定用途に供さなかったとき。

イ 第16条に定める義務に違反して指定期間中に指定用途以外の用途に供した場合で、指定用途義務を履行し難い特別の事由があると甲が認めて指定用途の変更若しくは解除を認めるとき又は指定期間中に指定用途に供さなくなったとき(次号のアに該当するときを除く。)

ウ 前条に定める義務に違反して実地調査を拒み若しくは妨げたとき。

(2) 次のいずれかに該当するときは、売買代金の3割相当額円

ア 第16条に定める義務に違反して指定期間中に指定用途以外の用途に供したとき(前号のイに該当するときを除く。)

イ 第18条に定める義務に違反したとき。

2 前項に定める違約金は、違約罰であって、第28条に定める損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

(契約の解除)

第24条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(買戻しの特約及び登記等)

第25条 甲は、乙が第13条に定める指定用途に違反したときは、売買物件を買戻しすることができる。

2 前項の定めにより、甲が売買物件の買戻しを行ったことで、乙または第三者に損害が生じても、甲はその責任を負わない。

3 甲及び乙は、所有権の移転登記と同時に、第1項に定める買戻し特約の登記を行うものとする。

4 前項の期間は、6年間とする。

5 第14条に規定する指定用途について、契約日から5年を経過した後、乙または第三者からの依頼に基づき、この登記を抹消することができる。ただし、抹消登記にかかる費用については、依頼者の負担とする。

(返還金及び費用等の請求権の放棄等)

第26条 甲が、第24条の定めによりこの契約を解除したとき、または第25条の定めにより買戻し権を行使したときは、乙が第27条第1項に定める義務を完全に履行した後に、乙が第3条の定めにより支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金に利息は付さない。

2 甲が、第24条の定めによりこの契約を解除したとき、または第24条の定めにより買戻し権を行使したときは、乙が負担した契約の費用及び売買物件に支出した必要経費、有益費、公租公課等その他一切の経費を甲に請求することはできない。

(原状回復義務等)

第27条 乙は、甲が第24条の定めによりこの契約を解除したとき、または第25条の定めにより買戻し権を行使したときは、甲の指示する期日までに乙の負担により、売買物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないとき認めるときは、

この限りではない。

2 乙は、前項の定めにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指示する期日までに、売買物件の所有権移転登記に必要な書類を提出しなければならない。なお、甲名義に所有権を移転するために必要な登記費用等は、すべて乙の負担とする。

3 乙は、第1項のただし書きの場合において、売買物件が滅失、またはき損しているときは、その損害賠償として、損害額に相当する金額を支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第28条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(返還金の控除)

第29条 甲は、第26条第1項の定めにより、売買代金を返還する場合においては、次の各号の合計額を返還金から控除して返還するものとする。なお、控除できない金額がある場合については、乙は甲に対して別途これを支払わなければならない。

- (1) 第23条の違約金
- (2) 第27条第2項に定める登記費用等
- (3) 第27条第3項に定める損害賠償金
- (4) 第28条に定める損害賠償金

(特別違約金)

第30条 甲は、乙が第14条から第16条まで、第18条及び第22条に定める義務に違反した場合は、甲の選択により、解除権の行使に代えて特別違約金を請求することができる。この場合において、乙が特別違約金を納入したときは、第14条から第16条まで、第18条及び第22条の特約は解除し、また第23条に定める違約金は徴収しない。

2 前項の特別違約金の額は、次にあげる額の合計額とする。

- (1) 売買物件の指定用途等違反時の時価額が売買代金の額を超える場合 その超過額
- (2) 売買物件の指定用途等違反時の時価額（契約締結時の時価額の方が高額の場合は契約締結時の時価額）の3割に相当する額

(契約の費用)

第31条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定)

第32条 この契約に関して疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(裁判管轄)

第33条 この契約に関する訴えの管轄は、信濃町役場の所在地を管轄区域とする長野地裁判所とする。この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 売渡人 長野県上水内郡信濃町大字柏原 428-2  
長野県信濃町  
信濃町長 鈴木 文雄

乙 買受人 住所  
氏名

## 町有財産売買契約書（案）【物品用】

売渡人 信濃町長 鈴木 文雄（以下、「甲」という。）と買受人 [※落札者氏名]（以下、「乙」という。）とは次の条項により町有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物品）

第2条 甲は、次に表示する物品を次条の売買代金で乙に売渡し、乙は、これを買受ける。

名 称	規 格（車台番号）	数 量

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 [※落札金額] 円とする。

（売買代金の納入方法）

第4条 売買代金の納期限は令和 年 月 日とする。[※契約日から30日以内]

2 乙は、前項の納期限までに売買代金を、甲の発行する納入通知書等により甲の指定する場所に納入しなければならない。

（所有権の移転）

第5条 売買物品の所有権は、乙が売買代金を完納したときに乙に移転するものとする。

（名義変更の手続）

第6条 前条の規定により所有権が移転した後、乙が名義変更の手続きを行うものとする。

（売買物品の引渡し）

第7条 甲、乙両者は、売買物品の所有権が乙に移転した後、甲、乙両者が定める日に売買物品の所在する場所において甲、乙立会いの上、引渡しを行うものとする。

2 名義変更等の手続きについては一般競争入札による町有財産の売払い参加要領 第21によるものとする。

3 名義変更、運搬費用、再登録費用等の引渡しに係る費用は乙の負担とする。

4 手続完了後、証明書の写しを提出するとともに、物品に表示してある名称等について、抹消したことが確認できる写真を後日送付すること。

（危険負担）

第8条 乙は、契約締結の時から前条の規定により売買物品を乙に引き渡すまでの間において、当該物品が甲の責に帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、甲に対して、売買代金の減免又は契約の解除を請求することができない。

(契約不適合責任の免除)

第9条 契約物品は現状渡しであり、所有権移転後の使用等に関し甲は一切の責任を負わないものとする。

2 乙は、この契約締結後、民法（明治29年法律第89号）以外の法律に特別の定めがあるものを除くほか、契約物品に不具合、品質その他に関して契約の内容に適合しないものを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除を請求することができない。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(原状回復及び返還金等)

第11条 乙は、甲が前条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物品を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物品を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、原状のまま返還することができる。

2 乙は、前項の規定により売買物品を甲に返還する時は甲の指定する期日までに当該物品の所有権移転の承諾書を甲に提出しなければならない。

3 甲は、前条の規定により解除権を行使したときは、収納済の売買代金を乙に返還する。ただし、当該返還金には、利息を付さない。

4 甲は、前条の規定により解除権を行使したときは、乙が支出した一切の費用は償還しない。

(損害賠償)

第12条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(返還金の相殺)

第13条 甲は、第11条第3項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を支払う義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第14条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定)

第15条 この契約に関して疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(裁判管轄)

第16条 この契約に関する訴えの管轄は、信濃町役場の所在地を管轄区域とする長野地方裁判所とする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 売渡人 住所 長野県上水内郡信濃町大字柏原 428 番地 2  
長野県信濃町  
氏名 信濃町長 鈴木文雄

乙 買受人 住所  
氏名